平成２５年（フ）第９号
鹿児島県霧島市国分新町２丁目12番39号、申立時の住所鹿児島県霧島市溝辺町崎森2800番地25
破産者　冨吉　郁子（旧姓中丸）
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
鹿児島県伊佐市大口小木原1030番地
破産者　金子　良嘉
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
鹿児島県霧島市牧園町宿窪田893番地１
破産者　榎　真貴夫
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
鹿児島県霧島市霧島田口2559番地
破産者　吉村ツユ子
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
鹿児島県薩摩川内市平佐町5050番地１　ハイタウン平佐住宅22号棟84号室、前住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野4455番地
破産者　富山　範子
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第２８号
鹿児島県出水市西出水町1777番地花立住宅１―306号
破産者　押川　　民
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第３１号
鹿児島県薩摩川内市勝目町6208番地、前住所鹿児島県薩摩川内市大小路町68番18号
破産者　東　　信子
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第４号
鹿児島県垂水市松原町61番地、前住所鹿児島県垂水市田神2798番地９
破産者　徳重　忠美
1　決定年月日　平成25年７月11日
2　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２４年（再イ）第７７号
東京都東久留米市下里４丁目１番３―502
再生債務者　山崎　誠高
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年３月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月11日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（再イ）第６２号
新潟市中央区東堀前通４番町391番地　ダイアパレス東堀通り601号
再生債務者　土田　順一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月11日　　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第６３号
新潟市中央区東堀前通４番町391番地　ダイアパレス東堀通り601号
再生債務者　土田　直美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月11日　　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第７２号
新潟市北区濁川675番地２
再生債務者　小林富士夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年６月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月10日　　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第１号
新潟県三条市須頃１丁目７番地　ライフタウンサンライズＢ棟102号室
再生債務者　須戸　繁雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月１日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月11日　新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（再イ）第１号
茨城県土浦市永国751番地33
再生債務者　森谷　好孝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月10日
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（再イ）第９７３号
東京都八王子市川口町2164―７
再生債務者　小野　雅一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月９日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第１２号
千葉県松戸市小金27番地の３　ラヴィドール北小金207号
再生債務者　一宮　あい（旧姓岩本）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月10日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（再イ）第９６６号
千葉県浦安市富士見４―16―33―202
再生債務者　松田　信二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月10日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２２号
堺市西区鳳中町８丁285番地16
再生債務者　山本　裕幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月10日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再イ）第１５号
さいたま市中央区本町東１丁目８番24―202号
再生債務者　五十嵐沙央理
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月10日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第３号
埼玉県坂戸市西坂戸４丁目４番１号
再生債務者　藤代　孝之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月11日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第１８号
愛知県大府市森岡町２丁目153番地
再生債務者　中川　雅央
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年７月８日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年７月10日
名古屋地方裁判所民事第２部